

(新) 廃棄物系バイオマス利用推進事業

46百万円(0百万円)

廃棄物・リサイクル対策部 廃棄物対策課

1. 事業の概要

廃棄物・リサイクル行政の目的は、これまでの生活環境の保全及び公衆衛生の向上を前提としつつ、循環型社会の形成へと変遷しており、さらに地球温暖化対策に資することが求められている。

平成18年3月に見直された「バイオマス・ニッポン総合戦略」や平成19年6月に閣議決定された「21世紀環境立国戦略」等においても廃棄物系バイオマスの利活用を推進することとされている。また、平成21年6月には「バイオマス利用推進基本法」が成立し、同法に基づく基本計画が検討されているところである。同計画の中でバイオマスの種類ごとの目標値を定めることとされており、今後、目標の達成に向けて廃棄物系バイオマスについてより一層の利用を進める必要がある。

本事業では、バイオマス推進基本法に基づくバイオマス活用推進基本計画において、バイオマスの種類毎の利用率等の目標が定められる予定であるため、これらの目標を達成するために必要な技術や施策等のロードマップを作成するとともに、環境負荷(CO2、排水処理、悪臭、残さ最終処分量等)、資源の有効利用、経済性等の観点から、バイオマス利活用に係るコスト、温室効果ガス排出削減効果等の算定、ケーススタディを実施し、市町村に対して最新の技術動向を踏まえて、最適なバイオマス利活用技術を提示する。

2. 事業計画

(1) 平成23年度

バイオマス利活用に関する技術情報の収集・整理、目標達成に必要な施策の抽出

(2) 平成24年度

ロードマップの作成、廃棄物系バイオマスの具体的かつ実践的な再生利用手法の提示

3. 施策の効果

バイオマスの種類毎に、バイオマス活用推進基本計画に定められる予定の目標を達成するための具体的な方策について検討を行うとともに、地域特性に応じた合理的かつ実現可能な廃棄物系バイオマスの大幅な利活用の促進を図ることと、廃棄物系バイオマスについてより一層の利用を進める。

廃棄物系バイオマス利用推進事業

背景

・循環型社会及び低炭素社会の実現のために、廃棄物系バイオマスの利用が重要。

・平成21年6月にバイオマス活用推進法が成立。現在、同法に基づくバイオマス推進計画の策定に向け関係省庁で検討中。

・同計画では、バイオマス種類毎の利用率等の目標が定められる予定である。

(食品廃棄物の利用率は27%。そのうち、家庭系の食品廃棄物の利用率は約6%。)

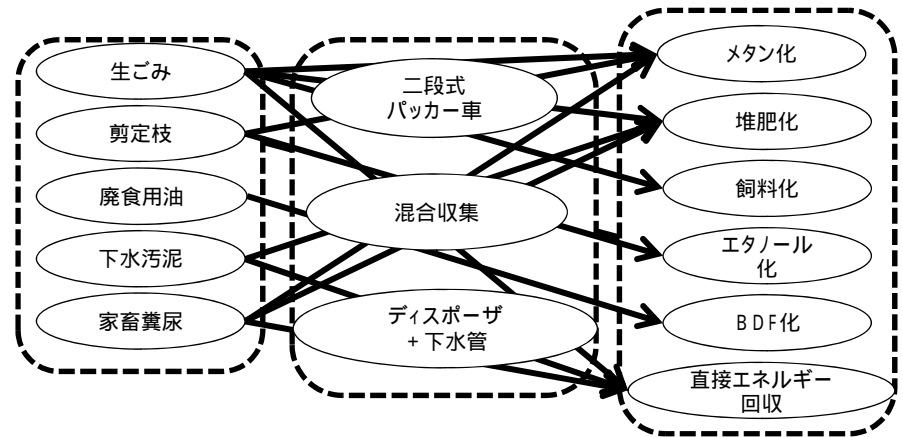


図. バイオマスの利活用オプションの例

事業内容

1. バイオマス活用推進基本計画の目標達成に向けたロードマップの作成

廃棄物分野において必要な技術や施策及びこれらの導入時期の見込み等を示したロードマップを作成し、具体的な対策を進めていく必要がある。

2. 最適なバイオマス利活用システムの提示

最新の技術知見を踏まえ、市町村の規模・地域性に応じた最適なバイオマス利用のあり方を提示し、各市町村における取組を加速させる。

表. 食品廃棄物の発生及び処理状況(19年度)

(単位: 万t)

	発生量	処分量				
		焼却・埋立処分量	再生利用量			計
			肥料化	飼料化	その他	
一般廃棄物	1,642	1,371			271	
うち家庭系	1,119	1,055			64	
うち事業系	522	316	109	56	41	207
産業廃棄物	307	43	108	132	24	264
合計	1,948	1,414				535

地域特性に応じた合理的かつ実現可能な廃棄物系バイオマスの大幅な利活用の促進を図る